

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市交通局
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
工場等の名称	自動車運送事業
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
業種	運輸業、郵便業
業務部門における建築物の主たる用途	その他
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	乗合自動車による旅客の輸送
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和8年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和5年7月31日 ~ 令和8年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋市交通局企画財務部経営企画課
		ホームページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-972-3824		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

（1）地球温暖化対策の推進に関する方針

「名古屋市役所環境行動計画2030」及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、省エネ法）に基づき、省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。

（2）地球温暖化対策の推進体制

総括管理責任者：交通局長

総括管理副責任者：次長及び技術本部長

推進責任者：各部長

推進員：各課・室・公所長

副推進員：各課・室・公所における係長級職員

↓

全職員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和4年度）の温室効果ガス排出の状況

① 溫室効果 碳素 換算 排出 量	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量	44,522	t-CO ₂
	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		44,522	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和4年度 排出量（実績）	目標年度 令和7年度		
		目標排出量	目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂	t-CO ₂	%

項目	基準年度 令和4年度 排出量（実績）	目標年度 令和7年度		
		目標排出量	目標削減率	
原単位あたりの 排出量	0.001384	t-CO ₂ / km	0.001313 t-CO ₂ / km	5.1 %

（2）目標設定の考え方

- 名古屋市役所環境行動計画2030及び省エネ法に基づき、温室効果ガス削減に努めている。
- 名古屋市役所環境行動計画2030において、市バス・地下鉄事業として令和12年度までに温室効果ガス排出量を削減することを定めている。（基準年度：平成25年度）

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

- 導入していく非化石エネルギー自動車の種別、導入時期、規模等の検討を行う。

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- 職員への環境教育を実施する。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- 定時退庁に努める。